

大阪府告示第1070号

大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第11条第 1 項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月28日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月20日

大阪府知事 吉村 洋文

都道府県名	地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町